

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成 2 1 年 2 月 2 0 日 (金)	
場 所		宇土市役所 5 階第 1 会議室	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 上拂 耕生 委 員 吉永 栄治 委 員 伊藤 博士 委 員	
	市	指名等審査会委員，事務局 (財政課)	
審議対象期間		平成 2 0 年 9 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 1 月 3 1 日	
抽出案件		1 5 3	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		1 5 3	
1 億円以上		(0)	
5 千万円以上 1 億円未満		(0)	
1 千万円以上 5 千万円未満		(2 3)	
5 百万円以上 1 千万円未満		(2 9)	
3 百万円以上 5 百万円未満		(1 3)	
3 百万円未満		(8 8)	
随意契約		0	
その他		0	
委員からの意見・質問，それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

- 1 対象期間内の工事
- 2 指名停止状況について

【事務局より対象期間内に行った工事入札全般，指名停止運用状況についての説明】

質問・意見	回 答
<p>『指名停止措置について』</p> <p>正当な理由がなく契約を締結しなかった。」という案件があるが，この工事はその後どのようなようになったのか。</p> <p>工事施工に至らなかったこの入札がこの一覧表に記載されることについては問題はないのか。</p>	<p>契約辞退した会社を除き，再入札を行った。</p> <p>宇土市の行う入札に関する資料としての掲載であるため，契約に至らなかったものであっても，成立した入札である以上掲載することに問題はないと考える。</p>

- 3 抽出案件

【抽出事案3件について事務局から工事概要，指名の経緯，開札結果について説明】

	件 名	入札方式	指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	都市計画道路宇土駅東中央線整備工事(1工区)	指名競争	指名審査方針による。 一般土木工事であり，市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	94.59
		市内16社		
2	汚水454号 上新開枝線管渠築造工事	指名競争	指名審査方針による。 一般土木工事であり，市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	98.28
		市内12社		
3	立岡自然公園吊橋撤去工事	指名競争	指名審査方針による。 解体工事であり，宇土市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	47.06
		市外2社		
<p>『抽出事案について』</p> <p>まず，全ての入札の中で契約金額の大きいものを1件。 次に全ての入札の中で落札率が最も高いものを1件。 全ての入札の中で落札率が最も低いものを1件。</p>				

3件目において、入札金額を見ると2社とも低くなっており、また金額にして差が大きいが、なぜ差があるのか、その理由は分かるか。

2件目の開札結果を見ると辞退者が数者見受けられるが、何か理由があるのだろうか。

1件目の入札においては16社の指名となっているが、これはAランク事業者の全部ということか。

3件目の指名が2社であった理由はなぜか。

1社しか該当がないような場合はどうなるのか。

2社の金額に差があることについて、金額が低いことについての理由は分からない。
この工事に関して、金額が際立って低い場合などに行うことのある、事業者への確認などは行っていない。

特別な理由はないのではないかと考えられる。
提出される辞退届において、個別に理由を求めていることもあり、なぜ辞退なのか、ということとは把握していない。
辞退とは別に無効の事業者があるが、これについては予定価格を超える金額で入札があったという理由。

その入札時点でのAランクに該当する事業者数は21社であった。宇土市の指名基準に基づいて、指名時点での手持ち件数やその他の条件を考慮し、該当する全ての事業者を指名した結果が16社であった。

内容から考えて、宇土市内の事業者で可能であると判断した。そのうえで、解体工事の実績を豊富に持ち、自社にて処理できる会社を選定した結果、2社になった。

まず複数の指名があり、辞退などで1社になってしまう場合、宇土市の契約事務規則内に規定されているが、1社になったと確認された段階で入札は中止になる。

その場合、随意契約や一般競争入札など、契約相手の選定方法から考えなおす必要がある。

また、指名段階で宇土市内の事業者で1社しか対応不可能な内容の工事である場合は、宇土市外から指名を加えることになる。

4 入札制度改正等

【事務局より対象期間内に行った制度改正等についての報告及び説明】

説明概要	質問及び回答等
<p>『電子入札制度について』</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 12 月から電子入札制度を導入。現在までで 28 件の開札。 現在の対象範囲は宇土市内建設工事業者のみ。今年中には宇土市外業者やコンサルタント業務などを含め全般的に電子入札による入札を行うことができるように準備を行う予定。 宇土市内の事業者に対しては、21 年度末までは移行期間として、電子入札案件においても従来の郵便入札での対応も可能としている。 <p>また、今年 4 月からは設計書の閲覧についても電子入札システム内において行えるよう準備を進めている。</p> <p>『地域建設業経営強化融資制度の導入について』</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「安心実現のための緊急総合対策」の一貫として、国土交通省及び熊本県が昨年末から導入。これを受けて宇土市においても企業の資金繰り悪化への配慮となる当制度を導入した。 出来高を超える部分において、民間からの融資を受けるために、債権譲渡を認めることを事前に制度的に定めておく趣旨である。 緊急経済対策という趣旨から、時限としては平成 23 年 3 月 31 日までとなっている。 <p>『主任技術者及び現場代理人の取扱いについて』</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事の実際の施工においては、主任技術者と現場代理人を受注者側が配置する必要があり、宇土市としての方針を打ち出すもの。 	<p>『電子入札制度について』</p> <p>問：電子入札について、従来の郵便方式とどちらが時間的に早いのか。</p> <p>答：参加者全員が電子入札で応札した場合は同程度の時間（5 分～10 分）であるが、郵便が混ざると時間は長くなってしまう状況。</p> <p>『主任技術者及び現場代理人の取扱いについて』</p> <p>問：1 年間の周知期間で十分だろうか。</p> <p>答：文書も配布するが、毎年行っている事業者に対しての説明会においても周知を図っていくので、今のところ 1 年間で予定している。</p> <p>問：周知期間中に、兼任などの考え方に反した実例</p>

<p>・今後平成 21 年度中は，事業者等への周知啓発を図り，その後状況に応じて必要であれば，具体的な運用方法を検討していきたいと考えている。</p>	<p>があった場合，ペナルティを科すのか。</p> <p>答：周知徹底は 1 年としているが，それ以降も指導を継続したい。非常に厳しい経営環境にある建設業の実情を考えると，当面ペナルティよりも育成を大きく考えていきたい。</p> <p>問：国・県からの強い要望などがあるのか。</p> <p>答：特別にはない。</p> <p>問：現在の制度として，入札執行の段階で代理人などの名前を確定する制度なのか。</p> <p>答：契約後，担当課に対して提出する文書内において届け出す形である。</p> <p>問：宇土市以外の発注工事も全て把握できるのか。</p> <p>答：実際のところ全部を把握することはできない。</p> <p>問：このような条件を事業者に対して要求した場合，全ての会社がクリアできるのか。</p> <p>答：会社ごとに従業員数などが違うことから，受注状況が今より厳しくなる場合も考えられる。</p> <p>意見：融資制度では事業者のために，という趣旨であり，代理人関連は縛りという視点で対極的に見える。</p> <p>事実上，小さい事業者ほど縛りが大きくなるような考え方であると感じる。</p> <p>意見：将来的にペナルティを科すこともありうるということであれば，きちんと周知を図る必要があるのではないか。</p> <p>答：事業者側に負担をかけないように，工事の発注時期を可能な限り偏りのないものにするなど，計画的な発注を促していきたいと考える。</p>
---	--

(閉会)